

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項および第 2 項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成 21 年 1 月 9 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

1 大規模小売店舗の名称および所在地

(仮称)ジョーシン大津際川店
大津市際川四丁目 3 6 5 番 1 ほか

2 提出された意見の概要

大津市からの意見

(1) 交通安全対策・交通渋滞対策について

当該店舗付近は近隣の学校の通学路にあたることから、繁忙時だけでなく登下校時にも交通誘導員を配置する等、十分な安全対策を講じるよう指導されたい。

国道 161 号沿いの店舗であることから、右折進入・右折退出する車両の移動により国道北・南進路線の事故発生が危惧され、また国道は交通量が昼夜の区別無く多いことから、駐車場出入口付近における安全対策について万全を期すよう指導されたい。

生活用道路への進入防止対策として、国道に立つ電柱に走行方向の看板を設置するなど遠方からの来店客に効果的な誘導策を実施するよう指導されたい。

駐車場出入口付近において、視認性向上のため、視界をさえぎる構造や密な植栽を設置しないよう指導されたい。また、歩行者への安全対策として、出庫を知らせる回転灯やブザーの設置を検討するよう指導されたい。

(2) 地域との連携・協働について

大規模小売店舗立地法第 4 条に基づき公表されている「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」の序文や、日本チェーンストア協会が策定した「地域商業者等との連携・協働のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に示されているとおり、大型店が自主的かつ積極的に地域づくりやまちづくりに参画し、具体的取組を通じて社会的責任を果たすことが強く期待されている。

このような背景を踏まえ、当該店舗においては、特にガイドラインの「3. 実効性を高めるための具体的行動事例」を実践され、本市や地域住民、関係団体と相互に連携し、地域経済団体等の活動や地域の美観・景観等生活環境推進への協力および参画、地域の防犯・防災および青少年の健全育成への協力等、地域づくりやまちづくりに関して積極的な対応をされることを指導されたい。

(3) その他

店舗開設にあたり、時期や内容等を地域住民に十分周知するよう指導されたい。

地域住民や別紙の本市関係各課から出された意見等については、誠意をもって対応されるよう指導されたい。

周辺地域の生活環境に影響を及ぼす場合には、その適切な対策について地域住民等と誠意を持って協議・対応されることを指導されたい。

3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1-1

滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目 1-1

大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町 3-1

(2) 縦覧期間 平成 20 年 1 月 9 日から平成 21 年 2 月 9 日まで